

適格認定の内容および基準（2020 年度予定）

【3 月成績発表時における修得単位数】

処置区分	内容	基準	年次別修得単位数一覧			
			1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
継続	奨学金の交付を継続する。	廃止、停止、警告に該当しない者	修得卒業要件単位数が 年間 31 単位以上		卒業見込証明書が 発行される者	
警告	奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回の奨学金の交付を停止または、廃止する場合がある事を警告し指導する。	次のいずれかに該当する者 (1) 修得単位数が著しく少ない者 (2) 学修の意欲に欠ける者	修得卒業要件単位数が 年間 20～30 単位			
停止	<ul style="list-style-type: none"> ・学業成績による事由の場合、1 年間、奨学金の交付を停止する。 ・停学等による事由の場合、その相当する期間、奨学金の交付を停止する。 	次のいずれかに該当する者 (1) 修得単位数が廃止該当者と同じであるが、成業の見込がある者 (2) 停学その他の処分を受けた者 (3) 学校内外の規律を乱し、奨学金の交付を停止させることが適当である者	修得卒業要件単位数が 年間 11～19 単位		卒業見込証明書が 発行されない者	
廃止	奨学生の資格を失わせる。	次のいずれかに該当する者 (1) 卒業延期が確定または卒業延期の可能性が極めて高い者 (2) 修得単位数が皆無または極めて少ない者 (3) 「継続願」を提出しなかった者 (4) 試験期間中の不正行為による処分を受けた者は、翌年度に廃止とする。但し、処置経過後に 4 年次でない場合は、再申込可とする。 (5) 退学・除籍の処分を受け学籍を失った者 (6) 学校内外の規律を著しく乱し、奨学生の資格を失わせることが適当である者 (7) 奨学生としての責務を怠り、特に奨学生として適当でない者	修得卒業要件単位数が 年間 10 単位以下		卒業見込証明書が 発行されない者	
復活	学業成績等の事由により、奨学金の交付を停止されていたが、その事由が無くなり、奨学金の再開の願出があった場合は、奨学金の復活をすることができる。	次のいずれかに該当する者 (1) 修得単位状況により、成業したと認められ、「奨学生学修状況届」を提出した者 (2) 停学等の処分を終え、奨学生として適当であると認められる者		昨年度、停止処置を受けていた者で、修得卒業要件単位数が年間 30 単位以上の者	昨年度、停止処置を受けていた者で、卒業見込証明書が発行される者	昨年度、停止処置を受けていた者で、卒業見込証明書が発行される者

※1) 各年次における修得卒業要件単位数が年間 10 単位以下の場合、学修実績無しとして「廃止」とする。但し、本人の履修計画に基づくものである場合は除く。

※2) 「停止」処置は、1 年間の停止処置 2 回を限度として認める。

※3) 在学年数が 5 年を超える者については、奨学金の交付はしない。